

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 9 月 20 日 (金) 第 40 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則 (※) (学事法制課取扱い) 1

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (2件) (砂防課取扱い) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (2件) (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) (砂防課取扱い) 4
- 歳入の徴収事務の委託 (港湾空港課取扱い) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 8

公 告

- 令和元年度准看護師試験公告 (保健医療福祉課取扱い) 8

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 9

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の公表 (監査委員事務局取扱い) 10

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告 (生活安全企画課取扱い) 10

規 則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第15号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則 (平成 2 年鹿児島県規則第 45 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「第 2 条第 1 項」を「法第 2 条第 1 項」に改め、同条第 6 号中「, 成年被後見人, 被保佐人及び破産者でないことを証する書類」及び「, 主たる事務所の所在地, その名称及び代表者の氏名を記載した書類」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

別記第 1 号様式中「, 成年被後見人, 被保佐人及び破産者でないことを証する書類」を削り、「主たる事務所の所在地, その名称及び代表者の氏名を記載した書類, 登記事項証明書並びに

定款等）並びに」を「登記事項証明書及び定款等）及び」に改める。

別記第5号様式中「引受け」を「併合」に改める。

別記第7号様式中「信託の引受け」を「新規信託分割」に改める。

別記第12号様式中「，成年被後見人，被保佐人及び破産者でないことを証する書類」及び「，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名を記載した書類」を削り，「並びに」を「及び」に改める。

別記第18号様式中「欄は，法人等」を「欄は，法人」に，「法人等である場合」を「法人である場合」に改める。

別記第19号様式中「法人等」を「法人」に改める。

別記第20号様式中「欄は，法人等」を「欄は，法人」に改める。

別記第21号様式中「欄は，法人等」を「欄は，法人」に，「法人等である場合」を「法人である場合」に，「定款等」を「定款又は寄附行為」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第373号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

令和元年9月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
南九州市川辺町清水字古野186番3，187番，字水元ノ上206番4，字小栗栖1342番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第374号

令和元年8月20日鹿児島県告示第293号（以下「告示第293号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので，森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により，その通知の内容を瀬戸内町役場に掲示するとともに，その要旨を告示する。

令和元年9月20日

鹿児島県知事 三反園訓

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
加納廣文	大島郡瀬戸内町大字古仁屋字金久田原43番1	告示第293号の変更後の
尾崎直己	大島郡瀬戸内町大字古仁屋字金久田原43番2	指定施業要件のとお

鹿児島県告示第375号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和元年9月20日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・深田2及び急・穴田2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第376号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和元年9月20日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・深田2及び急・穴田2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第377号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和元年9月20日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・原田口3，急・西上手1，急・東上手1，急・東上手3，急・東上手2，急・唐浜1，急・原田口2，急・江ノ口2，急・原田口1，急・井上4，急・網津中1，急・宇都12，急・川底上1，急・椎原1，急・川原段1，急・上手4，急・今寺1，急・江ノ口1，急・岩下3，急・湯原3，急・湯原1，急・湯原2，急・浜田4，急・浜田5，急・草道西4，急・岩下4，急・岩下5，急・岩下6，急・湯ノ浦下1，急・大迫6，急・大迫7，急・湯ノ浦下2，急・湯ノ浦中1，急・湯ノ浦上1，急・大迫8，急・大迫9，急・草道上1，急・草道上2，急・草道上3，急・本川1，急・草道下1，急・草道西3，急・草道中1，急・川底下3，急・川底下2，急・川底下1，急・上代2，急・上代1，急・小倉1，急・上手5，急・上手6，急・西

		迫1, 急・佐目野1, 急・佐目野2, 急・佐目野3, 急・矢立1, 急・桜井2, 急・桜井3, 急・桜井1, 急・小倉3, 急・小倉4, 急・小倉2, 急・小倉5, 急・深田2及び急・穴田2
土石流	薩摩川内市	土・東上手1, 土・東上手2, 土・上大迫1, 土・草道上2, 土・草道上1, 土・椎原1, 土・草道上3, 土・下大迫2, 土・下大迫3, 土・下大迫1, 土・下大迫4, 土・川原段1, 土・川原段2, 土・下大迫5, 土・上手2, 土・浜田5, 土・岩下3, 土・月屋1, 土・月屋2, 土・大迫3, 土・草道西4, 土・大迫2, 土・大迫4, 土・湯ノ浦中1, 土・大迫5, 土・草道上4, 土・草道上5, 土・草道上6, 土・本町1, 土・草道下1, 土・草道下2, 土・川底下1, 土・川底下2, 土・本川1, 土・上代1, 土・上代2, 土・小倉3, 土・小倉2, 土・上手3及び土・小倉1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第378号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和元年9月20日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・原田口3, 急・西上手1, 急・東上手1, 急・東上手3, 急・東上手2, 急・唐浜1, 急・原田口2, 急・江ノ口2, 急・原田口1, 急・井上4, 急・網津中1, 急・宇都12, 急・川底上1, 急・椎原1, 急・川原段1, 急・上手4, 急・今寺1, 急・江ノ口1, 急・岩下3, 急・湯原3, 急・湯原1, 急・湯原2, 急・浜田4, 急・浜田5, 急・草道西4, 急・岩下4, 急・岩下5, 急・岩下6, 急・湯ノ浦下1, 急・大迫6, 急・大迫7, 急・湯ノ浦下2, 急・湯ノ浦中1, 急・湯ノ浦上1, 急・大迫8, 急・大迫9, 急・草道上1, 急・草道上2, 急・草道上3, 急・本川1, 急・草道下1, 急・草道西3, 急・草道中1, 急・川底下3, 急・川底下2, 急・川底下1, 急・上代2, 急・上代1, 急・小倉1, 急・上手5, 急・上手6, 急・西迫1, 急・佐目野1, 急・佐目野2, 急・佐目野3, 急・矢立1, 急・桜井2, 急・桜井3, 急・桜井1, 急・小倉3, 急・小倉4, 急・小倉2, 急・小倉5, 急・深田2及び急・穴田2
土石流	薩摩川内市	土・東上手2, 土・上大迫1, 土・草道上2, 土・草道上1, 土・草道上3, 土・下大迫2, 土・下大迫3, 土・下大迫1, 土・下大迫4, 土・川原段1, 土・川原段2, 土・下大迫5, 土・浜田5, 土・大迫3, 土・大迫2, 土・大迫4, 土・湯ノ浦中1, 土・草道上4, 土・草道上5,

		土・草道上6，土・本町1，土・草道下2，土・川底下2， 土・本川1，土・上代1，土・上代2，土・小倉3，土・ 小倉2及び土・小倉1
--	--	-------------------------------------------------------------------------

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第379号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお，土砂災害警戒区域の表示については，次の図のとおりとする。

令和元年9月20日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	阿久根市	急・桑原1，急・桑原2，急・桑原14，急・桑原3，急・ 楯8，急・楯5，急・宮原3，急・長谷4，急・横手2， 急・葎野7，急・横手1，急・横手10，急・宮原5，急・ 宮原6，急・横手7，急・下田代1，急・下田代2，急・ 下田代4，急・下田代5，急・田代中1，急・田代中2， 急・永原1，急・的場1及び急・宮原7
土石流	阿久根市	土・桑原3，土・桑原4，土・宮原2，土・宮原3，土・ 宮原4，土・田代中1，土・下田代7，土・本之牟礼1及 び土・本之牟礼2

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第380号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により，次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお，土砂災害警戒区域の表示については，次の図のとおりとする。

令和元年9月20日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	阿久根市	急・西平1，急・西平2，急・大辺志1，急・根頃1，急・ 西平3，急・堂山1，急・平ノ上1，急・桑原1，急・ 桑原2，急・桑原14，急・桑原3，急・楯8，急・楯5， 急・久ノス1，急・宮原3，急・長谷4，急・大山1，急・ 倉津1，急・小倉津1，急・小倉津2，急・ハゲ下1， 急・ハゲ下2，急・ハゲ下3，急・ゼミ1，急・小倉津3， 急・小倉津4，急・倉津2，急・倉津東前迫1，急・ハゲ 下4，急・ハゲ下5，急・丸尾1，急・本1，急・栄1， 急・大曲1，急・大曲2，急・供養ノ下1，急・火ノ山1， 急・横手2，急・葎野7，急・上脇1，急・峯ノ上1，急・ 峯ノ上2，急・峯1，急・宇都1，急・大蔵庵1，急・ 向山1，急・小田代1，急・小田代2，急・妙法1，急・ 鳥越1，急・出塩迫1，急・中源田1，急・横手1，急・ 横手10，急・横手13，急・宮原5，急・宮原6，急・横手

		7, 急・下田代1, 急・下田代2, 急・下田代4, 急・下田代5, 急・下田代6, 急・下田代7, 急・田代中1, 急・田代中2, 急・永原1, 急・的場1, 急・中本之牟礼1, 急・宮原7及び急・後山1
	出水市	急・松尾2, 急・松尾3, 急・松尾4, 急・広瀬1, 急・広瀬3, 急・広瀬2, 急・松尾1, 急・太田2, 急・太田1, 急・渡瀬口1, 急・渡瀬口2, 急・愛宕下1, 急・愛宕下2, 急・愛宕下3, 急・香月1, 急・香月2, 急・大平3, 急・白木川内2, 急・大平2, 急・大平1, 急・日当2, 急・日当3, 急・日当1, 急・芭蕉2, 急・芭蕉1, 急・芭蕉3, 急・馬流2, 急・角石2, 急・角石1, 急・井上1, 急・下平野1, 急・炭頭1, 急・炭頭2, 急・田原1, 急・田原2, 急・田原3, 急・田原4, 急・鷺築1, 急・不動野1, 急・不動野2, 急・不動野3, 急・井手口1, 急・井手口2, 急・中川1, 急・中川2, 急・原1, 急・原2, 急・馬流1, 急・馬流3, 急・白木川内3, 急・高牟礼1, 急・白木川内4, 急・丸塚1, 急・小木場3, 急・小木場1, 急・小木場2及び急・白木川内1
	長島町	急・伊唐1, 急・宮ノ浦1, 急・野中1, 急・川床下1, 急・川床中2, 急・川床中1及び急・川床上1
土石流	阿久根市	土・根頃1, 土・大山口1, 土・桑原3, 土・桑原4, 土・倉津1, 土・大曲1, 土・宮原2, 土・宮原3, 土・宮原4, 土・田代中1, 土・下田代7, 土・本之牟礼1及び土・本之牟礼2
	出水市	土・芭蕉1, 土・松尾1, 土・大平1, 土・大平2, 土・日当1, 土・日当2, 土・芭蕉2, 土・芭蕉3, 土・日添1, 土・日添2, 土・日添3, 土・田之頭1, 土・芭蕉4, 土・芭蕉5, 土・芭蕉6, 土・田之頭2, 土・田之頭3, 土・下平野1, 土・炭頭1, 土・田原1, 土・田原2, 土・田原3, 土・鷺築1, 土・鷺築2, 土・井手口1, 土・井手口2, 土・中川1, 土・中川2, 土・馬流1, 土・原1, 土・不動野1, 土・白木川内1, 土・白木川内2, 土・白木川内3, 土・白木川内4, 土・小木場1, 土・丸塚1, 土・丸塚2及び土・日添4
	長島町	土・野中1, 土・宮ノ浦1, 土・宮ノ浦2, 土・川床上1, 土・川床上2, 土・川床中1, 土・川床下1, 土・川床下2, 土・川床下3及び土・川床下4

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第381号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和元年9月20日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
---------------------	------	---------------------------

急傾斜地の崩壊	阿久根市	急・西平1, 急・西平2, 急・大辺志1, 急・根頃1, 急・西平3, 急・堂山1, 急・平ノ上1, 急・桑原1, 急・桑原2, 急・桑原14, 急・桑原3, 急・梶8, 急・梶5, 急・久ノス1, 急・宮原3, 急・長谷4, 急・大山1, 急・倉津1, 急・小倉津1, 急・小倉津2, 急・ハゲ下1, 急・ハゲ下2, 急・ハゲ下3, 急・ゼミ1, 急・小倉津3, 急・小倉津4, 急・倉津2, 急・倉津東前迫1, 急・ハゲ下4, 急・ハゲ下5, 急・丸尾1, 急・本1, 急・栄1, 急・大曲1, 急・大曲2, 急・供養ノ下1, 急・火ノ山1, 急・横手2, 急・葎野7, 急・上脇1, 急・峯ノ上1, 急・峯ノ上2, 急・峯1, 急・宇都1, 急・大蔵庵1, 急・向山1, 急・小田代1, 急・小田代2, 急・妙法1, 急・鳥越1, 急・出塩迫1, 急・中源田1, 急・横手1, 急・横手10, 急・横手13, 急・宮原5, 急・宮原6, 急・横手7, 急・下田代1, 急・下田代2, 急・下田代4, 急・下田代5, 急・下田代6, 急・下田代7, 急・田代中1, 急・田代中2, 急・永原1, 急・的場1, 急・中本之牟礼1, 急・宮原7及び急・後山1
	出水市	急・松尾2, 急・松尾3, 急・松尾4, 急・広瀬1, 急・広瀬3, 急・広瀬2, 急・松尾1, 急・太田2, 急・太田1, 急・渡瀬口1, 急・渡瀬口2, 急・愛宕下1, 急・愛宕下2, 急・愛宕下3, 急・香月1, 急・香月2, 急・大平3, 急・白木川内2, 急・大平2, 急・大平1, 急・日当2, 急・日当3, 急・日当1, 急・芭蕉2, 急・芭蕉1, 急・芭蕉3, 急・馬流2, 急・角石2, 急・角石1, 急・井上1, 急・下平野1, 急・炭頭1, 急・炭頭2, 急・田原1, 急・田原2, 急・田原3, 急・田原4, 急・鷺築1, 急・不動野1, 急・不動野2, 急・不動野3, 急・井手口1, 急・井手口2, 急・中川1, 急・中川2, 急・原1, 急・原2, 急・馬流1, 急・馬流3, 急・白木川内3, 急・高牟礼1, 急・白木川内4, 急・丸塚1, 急・小木場3, 急・小木場1, 急・小木場2及び急・白木川内1
	長島町	急・宮ノ浦1, 急・野中1, 急・川床下1, 急・川床中2, 急・川床中1及び急・川床上1
土石流	阿久根市	土・根頃1, 土・大山口1, 土・桑原3, 土・桑原4, 土・大曲1, 土・宮原2, 土・宮原3, 土・宮原4, 土・田代中1, 土・本之牟礼1及び土・本之牟礼2
	出水市	土・芭蕉1, 土・大平1, 土・日当1, 土・芭蕉2, 土・芭蕉3, 土・日添3, 土・芭蕉4, 土・芭蕉5, 土・芭蕉6, 土・田之頭2, 土・田之頭3, 土・下平野1, 土・炭頭1, 土・田原1, 土・田原2, 土・田原3, 土・鷺築2, 土・井手口2, 土・中川1, 土・中川2, 土・馬流1, 土・原1, 土・白木川内1, 土・白木川内2, 土・白木川内3, 土・白木川内4, 土・小木場1, 土・丸塚1, 土・丸塚2及び土・日添4
	長島町	土・野中1, 土・宮ノ浦2, 土・川床上1, 土・川床上2, 土・川床中1, 土・川床下1, 土・川床下2, 土・川床下3及び土・川床下4

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第382号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和元年9月20日

鹿児島県知事 三反園訓

1 歳入の種類

鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）別表第2に定める鹿児島港本港区及び中央港区一般駐車場使用料国際旅客船乗客送迎用バス

2 委託の相手方

鹿児島市名山町4番3号
公益財団法人鹿児島県地域振興公社

3 委託期間

令和元年9月20日から令和2年3月31日まで

鹿児島地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和元年9月20日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
さくら事業所	日置市東市来町 養母14889番地 1	合同会社イエローローズ	日置市東市来町 養母14889番地 1	浜上 賢一	令和元年 8月31日	就労継続 支援A型
スマイル事業所	日置市東市来町 養母14889番地 1	合同会社イエローローズ	日置市東市来町 養母14889番地 1	浜上 賢一	令和元年 8月31日	就労継続 支援B型

大隅地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年9月20日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
株式会社ヴィレッジ複合型障がい施設共同生活援助事業所未里	鹿屋市西原二丁目329番2	株式会社ヴィレッジ	鹿屋市寿五丁目14番25号	内野 匡章	令和元年 9月1日	共同生活 援助

公 告

令和元年度准看護師試験公告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和元年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和元年9月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 試験の日時
令和2年2月14日（金）午後1時30分から午後4時まで
- 2 試験の実施場所
 - (1) 鹿児島会場
鹿児島大学共通教育センター（鹿児島市郡元一丁目21-30）
 - (2) 大島会場
鹿児島県大島支庁（奄美市名瀬永田町17番3号）
- 3 受験願書等の受付期間
令和2年1月6日（月）から同月10日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送の場合は、令和2年1月10日の消印のあるものまで受け付ける。
- 4 受験願書の用紙の請求及び試験についての照会先
鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医療人材確保対策室
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2736

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和元年7月16日鹿児島県選挙管理委員会告示第21号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和元年9月20日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,180
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	269,873
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区 149,926
	鹿屋市・垂水市区 32,181
	枕崎市区 5,994
	阿久根市・出水郡区 8,749
	出水市区 14,629
	指宿市区 11,474
	西之表市・熊毛郡区 11,597
	薩摩川内市区 26,130
	日置市区 13,435
	曾於市区 10,246
霧島市・姶良郡区 37,012	

	いちき串木野市区	7,884
	南さつま市区	9,620
	志布志市・曾於郡区	12,296
	奄美市区	13,610
	南九州市区	9,961
	伊佐市区	7,375
	始良市区	21,174
	薩摩郡区	5,980
	肝属郡区	10,440
	大島郡区	16,697
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		269,873
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和元年9月20日

鹿児島県監査委員	長野信弘
同	大 藪 豊
同	酒 匂 卓 郎
同	前 野 義 春

公 安 委 員 会 公 告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年9月20日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

令和元年11月25日（月）から同月30日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

(2) 追加取得講習

令和元年11月28日（木）から同月30日（土）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に1の警備業務の区分（以下「1号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込日において、1号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に1号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）

(1) 新規取得講習

25人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

(2) 追加取得講習

5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和元年10月15日（火）から10月18日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のアに該当する者

a 1号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のイに該当する者

1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 4の(1)のウに該当する者

a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 4の(1)のエに該当する者

1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 4の(1)のオに該当する者

a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 4の(2)のアに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(イ) 4の(2)のイに該当する者

a 1号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(ウ) 4の(2)のウに該当する者

a 1号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(エ) 4の(2)のエに該当する者

a 1号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

b 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(オ) 4の(2)のオに該当する者

a 1号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

- c 1号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
- ア 新規取得講習
47,000円
- イ 追加取得講習
23,000円
- 7 その他
- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、1号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
- (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490